

日本米粉協会 平成30年度事業計画（案）

1. 基本方針

平成29年5月25日に設立した日本米粉協会は今年2年目を迎えます。設立趣意書に掲げた理念を基に、“川上”から“川下”に亘り米粉に係る広範な関係者が賛同して設立された日本米粉協会の特性を生かし、“米粉新時代”の着実な前進に向け取り組んでいきます。

平成30年度は、効率的かつ効果的な予算執行に努めつつ、ノングルテン米粉認証制度の着実な推進、用途別基準に適合した米粉製品及び推奨ロゴマークの普及推進等に注力していきます。併せて組織基盤の強化を図るため、会員の拡大、事務局体制の強化、法人化に向けた検討、米粉に係る広範囲の企業・個人の期待に応え、信頼される組織をめざしていきます。

2. 重点事業

（1）ノングルテン認証の推進と認証機関の管理監督に係る事業

ノングルテン認証を推進するためのカギとなるのが認証機関です。現在審査委員会を立ち上げ、認証機関に応募してきた組織の適合性について審査を行っています。認証機関が決まりましたら、米粉製造事業者から認証機関にノングルテン認証の申請があった場合、グルテン含有量が1ppm以下の米粉とそれを使用した米粉製品に対し認証機関が認証を与え、併せてノングルテン認証ロゴマーク及びノングルテン米粉加工製品認証ロゴマークを付与します。

協会としては、重要な認証審査・検査を行う認証機関が適切に運営されていくための管理監督を行っています。

こうした取り組みと合わせ、流通業界の協力も得て、ノングルテン米粉製品の普及拡大、消費者への着実な浸透をめざしていきます。

（2）用途別基準に適合する米粉製品及び推奨ロゴマークの普及推進

米粉の消費拡大を図るために、菓子・料理用（1番）、パン用（2番）、麺用（3番）など用途別の加工適性に関する「米粉の用途別基準」が定められました。この基準に適合した米粉製品には、製造事業者から申請があり基準を満たしていれば協会が推奨ロゴマークを付与します。一方で小型製粉機や地域特性などから、全ての基準を満たしていなくても、協会が高品質な米粉製品であると認定した場合には、同様に推奨ロゴマークを付与します。協会としてはこの判定が公正・公平、確実に行えるよう体制を整備していきます。

使い勝手の悪さ（不統一）が、これまでの米粉消費拡大のネックの1つになっていました。用途別基準はこれを解消する手立てになると思われま
す。推奨ロゴマーク商品が早急に店頭に並び、消費者にとって米粉を身近
に感じてもらえるように努めます。

（3）米粉に係る相談機能の強化と危機管理対策の確立

認証された商品が順次誕生し、ロゴマーク貼付商品が市場に出回ると、
当協会への質問・意見、相談等の業務が増えると思われま
す。きちんとした
対応をしないと、協会とともに米粉全体のイメージダウンに陥りますので、
相談機能の強化をめざします。マニュアルやQ&Aの作成、内部事務局の研
修、外部専門協力機関との連携確立——等をめざしていきます。

また、上記（1）（2）の取り組みを着実にやり、業界や消費者の信頼を
得るには協会の危機管理対策の確立が不可欠です。危機管理対策マニユ
アルに基づき、危機事案の発生に対しては万全を期していきます。

（4）広報対策の拡充と会員相互の交流・情報提供サービス

平成29年8月に日本米粉協会の専用ホームページを立ち上げ、開設6か
月（平成30年1月末）でアクセス数が7.04倍になるなど（※8月150件→1
月1056件）、高い関心もたれています。今年度は会員企業の米粉製品紹介
コーナーの開設や、米粉に係る多様な情報の提供、セミナー・イベント等
の紹介等を行い、ホームページの一層のレベルアップを図っていきます。

併せてマスコミ対策にも本腰をいれ、一般メディアを始め専門・業界紙
誌へのプレスリリース等を強化していきます。

（5）既存会員の維持とさらなる会員拡大運動の展開

協会の活動を支える基盤は会員による年会費です。上記の取り組みを着
実にやることで会員の期待に応え、既存会員の維持につなげていきます。
併せて新規会員の拡大もめざしていきます。具体的には①地方米粉協議会
会員への再アプローチ②昨年7～8月に全国8か所で行った米粉地方説明
会参加企業・個人へのアプローチ③米粉に係る企業・個人のリスト再点検
——等を行い、ダイレクトメールを送付したり、様々なルートでの加入呼
びかけ等を行っていきます。

ホームページでも会員加入を呼びかけるとともに、専門紙誌等へのプレ
スリリースも行います。

(6) 日本米粉協会の法人化及び事務局体制確立の検討

日本米粉協会は現在、任意団体になっていますが、対外的な信用力を高めるとともに事業展開時の契約行為推進等のためにも法人化を検討します。合わせて、現在は事務局を外部委託していますが、事務局体制の確立について引き続き検討します。

(7) 農林水産省と連携した米粉製品の消費拡大

農林水産省の補助事業等を活用し、米粉のさらなる普及と消費拡大をめざしていきます。その一環として外食産業と連携した需要拡大事業に取り組み、米粉の新製品開発等をバックアップしていきます。

以上